

特A重油（清水地区用）単価契約仕様書

- | | | | |
|---|-------|---|----------------------|
| 1 | 品 名 | 特A重油（清水地区用）令和4年12月分 | |
| 2 | 機種・規格 | J I S 規格 1 種 1 号（J I S K2205 適合品） | |
| 3 | 予定数量 | 約 3,000～21,000 リットル
高橋雨水ポンプ場の稼働状況によって変動する。 | |
| 4 | 契約方法 | 1 リットル当たりの単価契約 | |
| 5 | 契約期間 | 令和4年12月1日から令和4年12月31日まで（1箇月） | |
| 6 | 納入場所 | 清水北部浄化センター | 静岡市清水区横砂 408 番地の 15 |
| | | 清水南部浄化センター | 静岡市清水区清開三丁目 10 番 1 号 |
| | | 築地ポンプ場 | 静岡市清水区築地町 4 番 15 号 |
| | | 浜田ポンプ場 | 静岡市清水区千歳町 1 番 1 号 |
| | | 清開ポンプ場 | 静岡市清水区清開二丁目 1 番 1 号 |
| | | 宮加三ポンプ場 | 静岡市清水区宮加三 1 番地の 16 |
| | | 折戸ポンプ場 | 静岡市清水区折戸一丁目 1 番 5 号 |
| | | 三保ポンプ場 | 静岡市清水区三保 3797 番地の 62 |
| | | 愛染ポンプ場 | 静岡市清水区愛染町 49 番地の 2 |
| | | 高橋雨水ポンプ場 | 静岡市清水区高橋三丁目 7 番 40 号 |

7 納入方法

- （1）発注のあるごとに、その都度、指定日時に浄化センター及びポンプ場の各タンクへ指定数量を納入すること。市の指定日時には遅滞なく納入すること。
- （2）高橋雨水ポンプ場のみ、数量によってはローリー車で納入すること。
- （3）原則として土・日曜日、国民の祝日を除く午前8時30分から午後4時までとする。
- （4）1回当たりの納入数量 約 1,000～2,000 リットル／回（高橋雨水ポンプ場除く）
約 0～18,000 リットル／回（高橋雨水ポンプ場）
- （5）納入予定回数 月 1～5 回（降雨状態により変動）

8 そ の 他

- （1）見積金額は1リットル当たりの単価とし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- （2）予定数量、納入予定回数は契約期間における購入数量、予定回数を推定したもので、実際の状況により変動し購入数量、納入回数を保証するものではない。
- （3）支払方法は、月末締めとし、翌月に提出される請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- （4）請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
- （5）契約期間内において、契約単価の見直しは行わない。
- （6）納入時には、納入車両が一般市民及びその他の車両の運行に支障のないように注意すること。
- （7）大雨等緊急時には土・日曜日、国民の祝日を含み、午後11時までの納入日・時間の納入が必要となる場合もあるため、その際はできる限り協力すること。
- （8）売渡人は月毎に試験成績表を速やかに提出すること。
- （9）買受人は、納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、売渡人に対して相当の期間を定めて契約不適合の

修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。

買受人は、物品の引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完を請求することができない。ただし、売渡人が引渡しの時にその事実を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(10) 不明な点は、下記担当者と協議すること。

- 9 購入所管課 上下水道局下水道施設課
 静岡・清水北部・南部浄化センター施設係
 市川（高橋雨水ポンプ場は除く）
 葵沢（高橋雨水ポンプ場）
 電話(054)364-0011（清水北部浄化センター）